

## 第6章 方法書についての意見と事業者の見解

### 6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

#### 6.1.1 方法書の公告及び縦覧

##### 1. 方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

##### (1) 公告の日

平成30年1月31日(水)

##### (2) 公告等の方法

###### ① 平成30年1月31日(水)付けの次の日刊新聞紙に公告した。

・佐賀新聞

※平成30年2月14日(水)、15日(木)、17日(土)及び18日(日)に開催する説明会についての公告を含む。

###### ② インターネットによるお知らせを実施した。

平成30年1月31日(水)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・佐賀県のウェブサイト

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313942/index.html>

・唐津市のウェブサイト

<http://www.city.karatsu.lg.jp/seikatsu-kankyau/machi/kenchiku/kaihatsu/houhousyo2.html>

・伊万里市のウェブサイト

<http://www.city.imari.saga.jp/13671.htm>

・事業者のホームページ

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 8 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

#### ① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 唐津市市民部生活環境課  
（佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号）
- ・ 唐津市相知市民センター  
（佐賀県唐津市相知町相知 2055 番地 1）
- ・ 唐津市北波多市民センター  
（佐賀県唐津市北波多徳須恵 1097 番地 4）
- ・ 唐津市佐里上公民館  
（佐賀県唐津市相知町佐里 1192 番地）
- ・ 唐津市志気公民館  
（佐賀県唐津市北波多志気 2546 番地 4）
- ・ 伊万里市市民部環境課  
（佐賀県伊万里市立花町 1355 番地 1）
- ・ 伊万里市大川公民館  
（佐賀県伊万里市大川町大川野 3340 番地 1）
- ・ 伊万里市南波多公民館  
（佐賀県伊万里市南波多町井手野 2685 番地 1）

#### ② インターネットの利用による公表

- ・ 事業者ホームページにおいて、方法書及び要約書を公表した。
- ・ 佐賀県、唐津市、伊万里市のホームページより当社のホームページにリンクをされることにより、方法書及び要約書が参照可能とした。

### (4) 縦覧期間

縦覧期間：平成 30 年 1 月 31 日（水）から平成 30 年 3 月 5 日（月）までとした。

関係自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットによる縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 8 名であった。

（内訳）唐津市市民部生活環境課	0 名
唐津市相知市民センター	2 名
唐津市北波多市民センター	0 名
唐津市佐里上公民館	0 名
唐津市志気公民館	5 名
伊万里市市民部環境課	1 名

伊万里市大川公民館	0名
伊万里市南波多公民館	0名

## 2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。伊万里市駒鳴公民館については、地元からの要望により追加した。

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年2月14日（水）18時30分から19時40分
- ・ 開催場所：唐津市佐里上公民館（佐賀県唐津市相知町佐里1192番地）
- ・ 来場者数：22名
  
- ・ 開催日時：平成30年2月15日（木）18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：伊万里市大川公民館（佐賀県伊万里市大川町大川野3340番地1）
- ・ 来場者数：6名
  
- ・ 開催日時：平成30年2月17日（土）18時30分から19時20分
- ・ 開催場所：唐津市志気公民館（佐賀県唐津市北波多志気2546番地4）
- ・ 来場者数：32名
  
- ・ 開催日時：平成30年2月18日（日）18時30分から19時45分
- ・ 開催場所：伊万里市高瀬公民館（佐賀県伊万里市南波多町高瀬1150番地2）
- ・ 来場者数：21名
  
- ・ 開催日時：平成30年2月23日（金）18時30分から19時25分
- ・ 開催場所：伊万里市駒鳴公民館（佐賀県伊万里市大川町駒鳴2580）
- ・ 来場者数：21名

### 3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

#### (1) 意見書の提出期間

平成30年1月31日（水）から平成30年3月19日（月）までの期間  
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は5通であり、意見総数は30件であった。

## 6.1.2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して提出された環境の保全の見地からの意見は30件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見はなかった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表6.1-1のとおりである。

表6.1-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般（住民等）の意見	事業者の見解
1	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>コウモリ類は、特定の種に限らず、コウモリ群としての生息状況の把握に努めます。また、重要種以外のコウモリについても環境保全措置を講じる予定です。</p> <p>【準備書における対応方針】 調査結果や環境保全措置を第10章に記載いたしました。</p>
2	<p>■バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>表「調査、予測及び評価の手法（動物）」をみると、事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、「定量的な予測手法及びマニュアルも存在」する。よってバットストライクの予測は「できる限り定量的」ではなく「必ず定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を示すこと。</p>	<p>最新の知見を参考に、極力定量的な予測を行うようにいたします。</p> <p>【準備書における対応方針】 予測結果を第10章に記載いたしました。</p>
3	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>準備書において、現地調査で使用するバットディテクターの探知距離及びマイクの設置方向を記載いたします。</p> <p>【準備書における対応方針】 現地調査で使用したバットディテクターの探知距離及びマイクの設置方向を第10章に記載いたしました。</p>
4	<p>■自動録音バットディテクターによる調査地点について</p> <p>方法書によると「音声モニタリング調査地点」は「植生ごと」に設定しているが、以下の理由から不適切である。必ず風車設置予定範囲に設置すること。</p> <p>①自動録音バットディテクターによる調査の目的は、「植生（環境類型区分）ごとの生物相調査」ではなく、「風力発電機設置地点におけるコウモリの活動量」を求めるために実施する。</p> <p>②同一植生内であっても、コウモリの活動量は場所により異なる。</p>	<p>①ご指摘のとおり、自動録音調査の目的は、「植生（環境類型区分）ごとの生物相調査」とは考えておりません。現時点では、風力発電機の設置位置が確定しておりませんので、設置の可能性のある場所を中心に調査地点を設定しております。</p> <p>②ご意見のとおりと考えますので、現地調査により生息状況の把握に努めます。</p> <p>【準備書における対応方針】 第8章及び第10章に調査地点を記載いたしました。</p>
5	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について</p> <p>「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」と同時に、風速、気温、降雨量、霧の有無を記録し、コウモリの活動量との相関を調べること。</p>	<p>音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）と同時に、風速、風向データを記録します。また、その他の気象データについても最寄りの気象観測所のデータを用いるなどして、コウモリの出現頻度との相関を調べるつもりです。</p> <p>【準備書における対応方針】 調査結果を第10章に記載いたしました。</p>
6	<p>■自動録音装置のマイク設置高について</p> <p>ブレードが回転するのは「樹冠より上空」である。よってバットディテクターのマイクは「樹冠付近」</p>	<p>本事業の音声モニタリング調査に用いるバットディテクターは、方法書292ページに記載したとおり、風況観測塔では55mと15m、樹高棒の活用では</p>

（表は次ページへ続く）

(表は前ページの続き)

	ではなく、必ず「樹冠より上」に設置すること。さらにマイクに反射板(BatHat)をつけて上空方向のみの音声を録音すること。	5~10m及び樹冠部(樹冠より上)に設置する計画です。また、マイクには、反射板をつけて上空方向の音声を録音いたします。 【準備書における対応方針】 調査内容を第10章に記載いたしました。
7	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日録音すること。	ご指摘のとおり、音声モニタリングによる調査時間は、日没1時間前から、日の出1時間後までとし、風況観測塔では、春から秋に連続的に録音することを予定しております。 【準備書における対応方針】 調査内容を第10章に記載いたしました。
8	■自動録音バットディテクターによる調査について 他の事業者による自動録音バットディテクター(SM4BATなど)による調査では、欠測が起きている。欠測が出た場合は、データを補完し、原因を記載すること。	音声モニタリング調査において、欠測が出た場合は、原因について記載いたします。 【準備書における対応方針】 欠測についての原因を第10章に記載いたしました。
9	■「回避」と「低減」の言葉の定義について述べた配慮書への意見に対して、事業者の回答はコピーであり論点がずれているので再度意見する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているのか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年)に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避:行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減:何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。  引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討してまいります。
10	■回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしない措置は、昆虫類の誘因を低減することが可能であると考えられることから、ひいてはコウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」と述べたが、「コウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」という主張は事業者の主観に過ぎない。「ライトアップをしないこと」はコウモリの保全措置として不十分である。	本事業においては、No.10でご指摘いただいたような内容の回答を行っておりません。
11	■回避措置(ライトアップの不使用)について2 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ご意見のとおり、影響の「回避」ができなければ、影響を「低減」できるような環境保全措置を検討してまいります。 【準備書における対応方針】 環境保全措置を第10章に記載いたしました。
12	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバ	ご指摘いただきましたように、引き続き新たな知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討してまいります。

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

	<p>ットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげる」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しており、これが現時点で唯一の「適切なコウモリ類の保全措置（低減措置）」であることは明白な事実である。</p>	<p>【準備書における対応方針】 環境保全措置を第 10 章に記載いたしました。</p>
13	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	
14	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 1 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は可能だ。</p>	
15	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないで（保全措置を先延ばしにして）コウモリを見殺しにしてよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べること。</p>	<p>いただいたご意見のとおり、「安全側」で「適切な保全措置」を実施いたします。 【準備書における対応方針】 環境保全措置を第 10 章に記載いたしました。</p>
16	<p>■「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に多数死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺すな。「コウモリを殺す前」から重点的に調査を行い、「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること。</p>	
17	<p>■「予測できない」ならば「保全措置をしなくてよいのか」 事業者は配慮書への意見に対して「当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えます。そのため、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております」と回答した。</p>	
18	<p>1. なぜ調査もしていない段階から、「予測できない」と言い切れるのか？ 2. 「予測できない」ならば、事業者は何のために「コウモリの現地調査」をするのか？事後調査ありき、ということを経呈したということか。</p>	<p>本事業においては、配慮書への意見に対して、意見の概要 No17～23 に記載されているような回答はしておりません。</p>
19	<p>3. 「現在の知見で予測できない」、ならば、なおさら重点的な現地調査が必要であろう。予測できるまで、コウモリの調査地点及び時期を増やすこと。</p>	
20	<p>4. 仮に 100 パーセントの確率で予測できない、と</p>	

(表は前ページの続き)

	しても、それがなぜ、「適切な保全措置」を、事後調査の後まで先延ばしにしてよい根拠になるのか。	
21	5.「追加的保全措置を検討する」とあるが、具体的に何をどのように追加し、「コウモリ類への影響の低減を図る」のか詳細を述べよ。	
22	6.「順応的管理を行う」とあるが、「順応的管理計画」についての具体的目標と中身を詳細に示すこと。行き当たりばったり、という管理計画ではないのか？	
23	7. 事業者は曖昧な記載をして、「適切な保全措置」をしないつもりではないのか？	
24	■コウモリ類の保全措置について 国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。	ご意見のとおりです。新たな知見を収集し、最善の保全措置について工夫に努めてまいります。
25	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	保全措置については、安全側での実施に努めます。また、事後調査は、最新の科学的知見や有識者の助言を参考にしながら実施してまいります。 【準備書における対応方針】 環境保全措置及び事後調査の内容を第10章に記載いたしました。
26	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。 【準備書における対応方針】 全文を公開いたしました。

表 6.1-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般(住民等)の意見	事業者の見解
27	原発より安全なのですすめてほしい。 自然エネルギーを利用して下さい。	ご意見、ありがとうございます。自然エネルギー及び再生可能エネルギーの代表例でもある風力発電の事業を安全に進めてまいります。

表 6.1-1(3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般(住民等)の意見	事業者の見解
28	まだ、調査中との事なので、今後、詳しく行ってもらい、安全安心な事業をして下さい。	今後、詳しい調査を実施して、安全安心な事業を実施してまいります。

表 6.1-1(4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般(住民等)の意見	事業者の見解
29	昔の地図で作成しないで下さい。	市販されている国土地理院の最新地図を使用いたしました。 【準備書における対応方針】 下図をより最新の国土地理院地図に更新いたしました。

表 6.1-1(5) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	一般(住民等)の意見	事業者の見解
30	合同会社 NWE-09 インベストメントが計画をし、現在環境アセスメント等の検査を実施されている、『(仮称)唐津風力発電事業』については、ぜひと	ご意見、ありがとうございます。再生可能エネルギーの代表例でもある風力発電は、CO <sub>2</sub> を排出しない地球環境に優しい、エネルギー自給率の向上につな

(表は前ページの続き)

<p>も事業が開始されるよう願います。 唐津市で事業をされることで、工事から管理・メンテナンスにかけて雇用の増加が期待できます。 また、原子力発電などの発電に頼るよりも安全性の高い自然エネルギー由来の発電方式のほうが、核廃棄物等の処分が難しいごみがでず、また、近傍の住民として安心して暮らせます。</p>	<p>がる等の特徴があります。また、地域の産業や雇用にもつながります。地元の方々のご意見に配慮し、安心安全な事業を実施してまいります。</p>
--	---

## 6.2 方法書についての県知事意見及び事業者の見解

### 6.2.1 方法書についての佐賀県知事意見及び事業者の見解

方法書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解は表 6.2-1 のとおりである。

表 6.2-1(1) 方法書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解

No.	佐賀県知事意見の内容	事業者の見解
1	<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。</p> <p>また、環境影響の予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>環境影響評価を行う過程において、風力発電機の配置を見直したことにより調査地点の追加を行う等適切に対応いたしました。</p> <p>また、環境影響の予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いました。</p>
2	<p>(2) 事業計画の具体化に当たっては、工事の実施に伴う土地の改変や樹木の伐採が最小限となるよう努めるとともに、引き続き風力発電機の住居等からの離隔等について検討を行い、生活環境への影響を可能な限り回避、低減すること。</p>	<p>事業計画の具体化に当たっては、工事の実施に伴う土地の改変や樹木の伐採が最小限となるよう努めるとともに、引き続き風力発電機の住居等からの離隔等について検討を行い、生活環境への影響を可能な限り回避、低減しました。</p>
3	<p>(3) 環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)の作成に当たっては、本事業が環境に及ぼす影響について、周辺住民等が適切に理解できるよう、具体的かつわかりやすい図書とするとともに、その内容について十分な説明を行うこと。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、本事業が環境に及ぼす影響について、周辺住民等が適切に理解できるよう、具体的かつわかりやすい図書とするとともに、その内容について十分な説明を行います。</p>
4	<p>2 個別的事項</p> <p><b>【騒音及び超低周波音】</b></p> <p>(1) 騒音及び超低周波音については、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件及び地形等の地域特性を十分に考慮するとともに、他の風力発電事業の事例や国内外の最新の知見を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>騒音及び超低周波音については、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件及び地形等の地域特性を十分に考慮するとともに、他の風力発電事業の事例や国内外の最新の知見を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行いました。</p>
5	<p>(2) 超低周波音による影響の予測及び環境保全措置の効果については、不確実性が大きいことから、他の風力発電事業における苦情の発生事例の調査など、十分な情報収集に努めるとともに、事後調査の実施を検討すること。</p> <p>なお、事後調査を実施する場合には、その手法や期間のほか、事後調査の結果を踏まえて検討すべき追加的な環境保全措置についても、可能な限り具体的に準備書に記載すること。</p>	<p>騒音及び超低周波音について事後調査を実施いたします。</p> <p>事後調査の内容については、準備書に記載いたしました。</p>
6	<p><b>【水環境】</b></p> <p>(1) 事業計画の具体化に当たっては、工事の実施に伴う発生土を可能な限り抑制するよう十分な検討を行うとともに、土砂や濁水の流出を回避するよう適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業計画の具体化に当たっては、工事の実施に伴う発生土を可能な限り抑制するよう十分な検討を行うとともに、土砂や濁水の流出を回避するよう適切な環境保全措置を検討しました。</p>
7	<p>(2) 風力発電機の基礎工事において、セメント工事等による水環境への影響の有無について検討し、影響が見込まれる場合は調査項目として追加すること。</p> <p>なお、検討の結果については、基礎工事の工法等と併せ、可能な限り具体的に準備書に記載すること。</p>	<p>セメント工事において、コンクリートミキサー車の洗い水の処理が課題として挙げられますが、洗い水の処理場を各風車ヤードの1箇所に集約し、アルカリ水を中和処理し、上澄み水が放流基準を満足しない限り、河川に放流しない計画といたします。</p>

表 6.2-1(2) 方法書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解

No.	佐賀県知事意見の内容	事業者の見解
8	<p><b>【風車の影】</b></p> <p>(1) 対象事業実施区域の周辺には、特に配慮が必要な施設があるほか多くの住居が存在することから、風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行い、風力発電機の配置、機種等の検討結果に反映させること。</p> <p>また、評価に当たっては、ドイツの指針値を参照値として用いることとしているが、参照値以下であっても住居等へ影響を及ぼすおそれがある場合は、環境影響を回避又は低減するための環境保全措置を検討すること。</p>	<p>対象事業実施区域の周辺には、特に配慮が必要な施設があるほか多くの住居が存在することから、風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行い、風力発電機の配置、機種等の検討結果に反映しました。</p> <p>また、評価に当たっては、ドイツの指針値を参照値として用いていますが、参照値以下であっても住居等へ影響を及ぼすおそれがある場合は、環境影響を回避又は低減するための環境保全措置を検討します。</p>
9	<p><b>【動物・植物・生態系】</b></p> <p>(1) 県内において、ムササビ等の樹上性哺乳類が確認されていることから、巣箱調査など、これらに対する環境影響の程度を適切に把握できる調査手法を選定すること。</p>	<p>県内では樹上性哺乳類として、ヤマネとムササビの2種類の生息が確認されていますが、ヤマネの分布は県南部の国見岳周辺に限定されているため、対象事業実施区域周辺で生息の可能性があります。調査対象としてはムササビの1種類との考えから、フィールドサイン調査による巣穴や糞の確認及び夜間調査による鳴き声などの調査を実施しました。その結果、対象事業実施区域及びその周囲において、ムササビは確認されませんでした。</p>
10	<p>(2) 本環境影響評価方法書では、鳥類の調査についての調査時間帯や回数等の詳細な記載がなく、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類の生息及び飛翔状況が適切に把握されるかが不明であることから、さらに専門家から知見を得ることなどにより、再度調査手法について検討を行うとともに、検討した経緯を具体的に準備書に記載すること。</p> <p>また、調査手法の選定に当たっては、目視や鳴き声調査だけでなく、レーダー調査を併用するなど、効果的な手法を検討するとともに、調査の実施に当たっては、調査員の存在により本来の飛翔状況が確認できないことがないよう配慮すること。</p>	<p>調査時間帯に関しては、渡り鳥調査でより多くの種を把握するため、時間帯（早朝や日没時を含めた）で調査を行いました。また、回数に関しては、猛禽類調査で繁殖が確認されたことから、2期目の繁殖期での調査を実施しました。</p> <p>レーダー調査に関しては、内陸で高低差があり、区域を見渡せない場所であることから、手法としては、不適であると考えており、実施はしていません。第10章に記載したとおり、任意観察、ポイントセンサス法、定点観察法による調査を実施しました。</p>
11	<p>(3) 対象事業実施区域及びその周辺は、ツル類の渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥の調査期間は、対象事業実施区域及びその周辺を通過する渡り鳥の飛翔状況を適切に把握することができる時期に十分な調査を行うこと。</p>	<p>調査時期として、できるだけ飛翔の多くなる時期を設定しました。また、時間帯を変えることで、多くの種の把握に努めました。結果としては、ツル属を含め多くの渡り鳥を記録し、予測を行っております。</p>
12	<p>(4) 風力発電機が鳥類の渡りや定期的な飛翔の障壁となる可能性があることから、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、パードストライク等の影響だけでなく、障壁効果についても十分に考慮すること。</p>	<p>予測に当たっては、環境影響要因として、「移動経路の遮断・阻害」「ブレード・タワーへの接触」について記載をいたしました。</p>
13	<p>(5) カスミサンショウウオなどの希少な両生類の調査は、産卵の時期を考慮し、適切な時期に実施すること。</p> <p>また、事業計画の具体化に当たっては、調査の結果を踏まえ、産卵地と生息地の分断がないよう十分に配慮すること。</p>	<p>希少な両生類の産卵時期を逃さないよう、早春（2月）にも調査を実施しました。その結果、カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル等の成体、幼体及び卵塊を対象事業実施区域の内外において確認しました。産卵地と生息地の分断等に対する環境保存措置は第10章に記載いたしました。</p>
14	<p><b>【景観】</b></p> <p>(1) 対象事業実施区域の南東に位置する蕨野の棚田は、農山村の美しい原風景を形成する非常に重要な景観資源であり、唐津市景観計画では重点区域に指定されていることから、当該計画との整合性について十分に考慮し、適切な地点に主要な眺望点を設定すること。</p>	<p>唐津市景観計画で重点区域に指定されている蕨野の棚田については、農山村の美しい原風景を形成する非常に重要な景観資源であることから、唐津市景観計画との整合性について十分に考慮し、適切な地点に主要な眺望点を設定しました。</p>

表 6.2-1(3) 方法書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解

No.	佐賀県知事意見の内容	事業者の見解
15	<p><b>【人と自然とのふれあいの活動の場】</b></p> <p>(1) 人と自然とのふれあいの活動の場について、地域住民と観光客の間では、利用状況や価値認識の視点等が異なる可能性があることを十分に考慮し、双方に対する環境影響について、適切に予測及び評価を行うこと。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場について、地域住民と観光客の間では、利用状況や価値認識の視点等が異なる可能性があることを十分に考慮の上、双方に対する環境影響について適切に予測及び評価を行いました。</p>